令和5年度第2回滋賀県地域職業能力開発促進協議会開催概要

- 1 開催日時 令和6年3月7日(木) 13:30~15:30
- 2 開催場所 滋賀労働総合庁舎6階共用会議室

3 協議内容

- (1) 滋賀県地域職業能力開発促進協議会設置要綱の改正について
- (2) 令和4年度及び令和5年度ハロートレーニング実施状況等について
- (3) 令和6年度滋賀県職業訓練実施計画(案)について
- (4) 教育訓練給付制度の指定講座拡大について
- (5) リカレント教育の推進に関する文部科学省の取組について
- (6) その他

4 議事経過

資料に沿って事務局及び関係機関から説明の後、意見交換が行われ、「滋賀県地域職業能力開発促進協議会設置要綱の改正について」、「令和6年度滋賀県職業訓練実施計画(案)について」等、すべての議題について了承された。

また、教育訓練給付制度の指定講座拡大、地域の人材ニーズについてなど、各委員 と意見交換を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ ポリテクセンターを見学して熱さと確かな技術指導力を見せていただき、ポリテクカレッジを含め、女子の募集にも力を入れていただけたらと思う。
- 溶接訓練について、受講希望者が少ないため、出口をしっかり見せるようにすることが必要ではないか。
- ・ 傘下の会員企業から、人材確保が重要な経営課題となっているとの話がある。政府等も 示しているように女性や高齢者の能力発揮、雇用拡大は、労働力を補う上で重要となっ ている。
 - 一方、年収の壁、社会保険制度の改革等課題もあるが、当県でも潜在的な働き手として期待できる女性や高齢者向けの訓練制度を拡充することで、結果として労働力確保につながることになるのではないか。
- ・ 施設外委託訓練において、知識等習得等コースの情報系分野で、今年度は県内の北部 と南部でも開講されていたが、来年度は北部コースの設定がない。北部にもコース設定 が必要ではないか。
- ・ 介護施設では、人材不足であることから、介護分野の教育訓練コースを開講している教育訓練施設での訓練受講者は、介護事業者の負担により訓練を受講させているケースが多く、教育訓練給付制度の対象となる受講者は少ない。
- 介護関係の一般教育訓練給付訓練受講者では、修了後就業に結び付いていない方が

多いため、例えば、訓練修了後に就職すれば、半年後に給付金を支給する、といった制度にしないと、就業という部分の実績につながらないのではないか。

- 異業種への転換を含めた受講後の具体的な就職先や求人内容、また、雇用されている方では、昇給や昇格に繋がるような具体的なスキルアップを可視化できるようにならないか。多くの業種では人手不足感が強まっており、一方でミスマッチによる離職も多いのではないか。求人内容や自身の昇給や昇格につながるような可視化の部分があれば、クリアできることもあるのではないか。
- 多くの業界において人手不足感が高止まりしている状況で、介護業界の人手不足は、より深刻になっている。国もEPA、特定技能、制度改正される技能実習制度など、外国籍人材の確保を推奨しているが、在留期間が限られており、一過性の人材確保では根本的な介護人材の増加につながらず、外国籍人材の介護福祉士を増やすことが、長期的な人材不足の解消に繋がると考える。
- ・ 介護分野でスクーリングがある実務者研修などは、身近で受講できるようにすることが必要。滋賀県の場合、実務者研修を受講できる施設も少なく、身近にあるとは言えない。また、教育訓練等を含め、外国籍人材も受講できるような取り組みを検討できないか。
- ・ 教育訓練給付制度において、滋賀県内の指定講座数が他府県に比べて少ない。ある程 度地域で人を育てようとすると、訓練機関を増やす必要があるのではないか。
- ・ 教育訓練給付制度の周知に向けて、ホームページのみでなく、LINE等のSNSを活用して、積極的に周知に努めて欲しい。
- ・ 滋賀県内における教育訓練給付の指定講座が少ないようだが、指定申請や指定を受けている講座などの情報を県内の大学や専門学校に情報提供すれば、双方にとってメリットとなるのではないか。
- ・ 教育訓練給付制度については、申請手続きをできるだけ簡素化したほうが良いのではないか。